



題字 故原田 親

No. 1061

2026/1/1

日中友好新聞

発行所
日本中国友好協会
〒331-0053
東京都台東区北上野3-2-9
TEL: 03-3830-2144(FAX)
03-3830-2141
http://www.jcf-tt.or.jp
E-mail:jcf-tt@nifty.ne.jp
郵便: 001-0-22118

日中友好協会
岡山支部
〒700-0014
岡山市北区下伊福
西町1-53 民主会館1F
TEL/FAX 086-251-5806

日中友好協会
倉敷支部
〒711-0031
倉敷市福井町通246-45
TEL/FAX 086-456-7800

日中友好協会岡山支部ホームページ
<http://rizhongyouhao.jinaa.net/>
メールアドレス
nicchuokayama@yahoo.co.jp



新年快乐！

希望今年日中关系能有所改善。作为无法搬迁的邻国，和平解决争端的唯一途径就是对话。而对话的最佳方式莫过于民间交流。让我们今年继续通过各种活动扩大交流范围。

新年あけましておめでとうございます。

今年は、少し日中関係がよくなることを願っています。引っ越しできな隣人ですから、話し合いによって平和的に物事を進めるしかありません。それにはやはり民間交流が一番です。今年も色々な活動で交流の輪を広げましょう。

日中友好協会岡山支部 支部長 真田紀子

第18回中国百科検定

2025年12月6日の土曜日に、岡山交流センター5階の第2会議室で標記の試験が行われました。

当日受験者は特級受験が1人、1級受験が3人でした。

参加者懇談会の感想です。

問題集を見ていなかつたので、忘れていたものが多かつた。

・ボケ防止のために受けている。

・仕事が忙しくて、ほとんど勉強していない。

・今回緊張した。得点目標を設定していた。8割を目標にしていたので不安になつた。

望年会に参加して

2025年12月5日、岡山国際交流センタードで中国百科検定が行われました。

1級を受験しましたが、多忙のため、ほぼノーエンドで受験したので、結果は推して知るべしでした(笑)

試験後は、楽しみにしていた望年会に参加していなかったので、忘れていたものが多かつた。

・宇宙関連の問題がでなかつた。

・イスラムはよくわからない。

会場は、岡山国際交流センター前の神楽町 焼肉店です。

昨年も利用したお店で、お店の名前の焼肉はもちろんですが火鍋がとてもおいしいお店なのです。今年のメニューは火鍋でした。合計8名で2つの火鍋グループに分かれました。

私のグループでは、薬膳鶏湯+麻辣、もう1つのグループは薬膳鶏湯+チゲでした。

麻辣スープは旨辛を選択(しひ辛もあります)

しました。

私の鍋グループには、車で参加や夜勤がある

という理由で、お酒大好きなのに飲めないメンバーガいて、ちょっと残念そうでした。

鍋を食べながら、話をして盛り上がり楽し

い時間でした。



役員だけの参加でモッタインAI-①

日中友好協会会員 大月正雄

第24回目の井笠支部準備会が12月16日、井原市の出部(いづえ)公民館で持たれました。

私にとっては、準備会では初めての参加でしたので、どんな会議になるのか、またどんな方々とお会いできるのか、とても楽しみでした。

冬晴れの下、高速道を愛車のSEALで突っ走り、下道を北上して、片道50km弱、やつとのことでそれでも時間的にはゆとりを持って会場に着きました。

さて、「準備会」とのことでしたので、支部結成に向けての議論が主なものと思っていたのですが、多くの時間を取つて、宇野先生から日本中関係についてお話をあり、とても有意義な会議になりました。

その話は結論から言うと、「台湾有事は(国際)法的に存立危機事態になり得ない」と言うことです。つまり、

「台湾は国でもなく国連加盟国でもないため、中華人民共和国政府が台湾に武力攻撃をしたとしても、日本にとっては集団的自衛権行使の国際法的根拠とならない。また、仮に米中が戦争状態になつた時に、米国が台湾を支援するために日本に対して行う要請は、台湾は国ではないため国際法上認められず、日本の集団的自衛権行使も違法となる(日本が参戦すれば、日本が中国に宣戦布告したことになり、国際法上の根拠がなく違法となる)」と言ふことです(私の解釈に少し問題があるかも知れませんが)。

台湾有事は法的に存立危機事態になり得ない

－元内閣法制局長官の警鐘が最重要－

日中友好協会倉敷支部 宇野忠義

1 台湾有事をめぐり、高市早苗首相が国会で「(中国による) 武力の行使を伴うものであれば、存立危機事態になりうる」と明言し、日中関係が悪化し、国民感情も悪化している。今、最も重要なことは、1972年日中国交回復時の「日中共同声明」、1978年の「日中平和友好条約」等の相互の合意に立ち戻り、冷静、沈着な判断による反省と失言の撤回をすることである。

ましてや、対立をあおるかのようなメディアの喧伝と高市政権による軍備の大増強と武器輸出の拡大、戦争準備の急進展など断じて慎むべきである。火に油を注ぐようなことをすべきではない。

この問題を考える際、法律および安全保障問題の専門家の見解が参考になる。12月4日の朝日新聞に発表された記事の要旨に付言しながら紹介したい。

2 一人は元内閣法制局長官の宮崎礼壹氏である。法律の番人とも言われた宮崎氏は「法的に見て、台湾有事に存立危機事態の成立の余地はないのではないか」と主張している。

宮崎氏は2015年の安保法制は違憲であると主張しているが、仮に安保法制が合憲だとしても、法的に見れば台湾有事に集団的自衛権すなわち存立危機事態が成立する余地はそもそもないのではないか、と判断している。

その根拠は、国連憲章第七章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」(第39条～第51条)の51条の規定と照合して検討している。

すなわち、「集団的自衛権の国際法上の根拠規定は国連憲章51条で、いずれかの国連加盟国に対して武力攻撃が発生することが前提条件です。しかし、主要国は台湾を独立国として認めておらず、国連加盟国でもない。加えて、当事国で、安保理常任理事国でもある中国は『一つの中国』を主張し、日本もこれを尊重するとしています。つまり、台湾については、集団的自衛権を行使する国際法上の前提条件がないことになる。

また、「米国が中国から武力攻撃を受けたという理由で、米国が日本に集団的自衛権行使を要請するというシナリオ」を想定しても、「台湾が武力支援を対米要請しても上記同様に米国の集団的自衛権発動の理由になり得ない。それ故、米国の対中攻撃に正当性を見いだすことは難しい。言い換れば、中国の米国に対する武力による反撃も、正当防衛になりこそすれ、国際法上『違法=不正』と決めつけるのは困難です」

3 さらにまた、「集団的自衛権にせよ、個別的自衛権にせよ、武力行使が

らこれを阻止するため遅滞なく中国に対し武力制裁を加えるため、つまり中国との武力衝突にいたる可能性を重々承知の上で中国の『庭先』に戦力を展開するわけでしょう」

「中国との間に戦端が開かれたという場合に、米国に国際法上の正当防衛を主張するための『急迫性』を認めるのは難しいのではないでしょうか。そうだとすれば、この点だけでも、米国が日本に対する集団的自衛権発動要請には条件の欠落があり、言い換れば存立危機事態認定の前提を欠き、我が国がこれに応じて武力行使を行う国際法上の権利は生じないということになるはずです」

5 対中武力攻撃の行き着く先は戦争

記者が「万一、米国の要請を受けて日本が存立危機事態を認定し、集団的自衛権の行使に踏み切ったら、どうなると思いますか。」という質問に対しては、次のように回答している。

「中国の日本への軍事的反撃は避けがたいでしょう。さて、その場合の日本は、いまや個別の自衛権を援用し、専守防衛の正当な戦いであるとして道徳的に国民を鼓舞し、世界に訴えることができるかといえば、無理でしょう。なぜなら、米中が戦闘状態にあるとき日本が中国に攻撃すれば、中国からすると先に武力行使をしたのは日本となります。法的根拠を欠いた米国の要請にもとづく対中武力行使の行き着く先は、かつて侵略した中国と再度、正当性のない、地獄の戦争を続けるという事態に至ることを意味するといわなければなりません」

「ですから、きちんと法的問題に向き合い、できないことはできないとはつきりさせておくのでなければ、まさに国を誤る、と危惧しています」律法的、論理的に明快な示唆に富んだ警鐘を全国民傾聴すべきだと考えます。

6 もう一人の中台関係史の専門家、防衛研究所専門研究員の五十嵐隆幸氏の台湾有事の可能性についての見解に私の補足を加えて紹介したい。

中国が台湾統一を主張しているが、「中国の指導者で武力統一を強調したのは基本的に毛沢東だけです。鄧小平は米中国交正常化後に平和統一を掲げました。」「公式見解は今も平和統一です。」

台湾有事を見通す議論は、2021年3月、米国のインド・太平洋軍司令官が、「今後6年以内に中国が台湾に侵攻する可能性がある」と議会で証言し、日本では、読売新聞、共同通信などメディアが報道を繰り返した。海軍の軍備増強を狙った発言だととらえられているが、実際「抑止力」を重視する米国では軍備増強と同盟国への軍備増強の要請が強まっている。

7 「日本国内でも台湾有事は日本有事、という言葉が広まり、中国が台湾を攻めるのは当たり前だと凝り固まりました。ただ現在、米国では議論が低调になっている。台湾でも同様です」

「中国が目指しているのは、やはり武力によらない平和統一でしょう。中国にはその方が得策です。米国も日本も介入できませんから。武力行使のマイナスはロシアのウクライナ侵攻で明らかです。国力が低下してしまう」

「中国の軍事力拡大も、あくまでも平和統一のためである」

「専門家は筋道を立て、何がありうるのかをきっちり考える。世論はもう少し冷静に。それと、台湾の歴史や中国との関係への理解をもっと深めたい。感情的なものを切り離し、果たして日本のためになるのか、しっかりと考えて答えを出すことが大切だと思います」

いずれも重要な見解だと考えます。事態を深く、冷静に、論理的にとらえなければなりません。

日中関係が正常な状態に戻るよう、政府の反省と外交努力を求めるとともに、草の根レベルの交流を意識的に進めていきましょう。

前回お手伝いくださった方です。
河井 犬飼 大月 真田
次回の新聞発送作業は
1月13日(火)午前10時半から
民主会館1階で行います。

認められるのは『急迫かつ不正な』武力攻撃を受けている場合に限定されているので、米国が日本に集団的自衛権の発動を求めてきたとしても、『米国が他から不正な武力攻撃を受けたから』とはいえない。日本が集団的自衛権を理由に中国に対し武力行使することは、国際法上根拠を欠き違法ということになるはずです。

4 『急迫性』の要件にも疑問が生じます。米国は、台湾侵攻の着手なり兆しがあった